

## 佐川町物価高騰対策商品券取扱加盟店募集要項

原材料費や光熱水費の上昇により、日用品やサービスの価格が高騰し町民の生活に影響がでています。そこで佐川町では、物価高騰対策及び町内商店の活性化を目的とし、町内の商店等で利用できる「佐川町物価高騰対策商品券」を発行することとした。つきましては、佐川町物価高騰対策商品券を発行するにあたり、同商品券の取扱加盟店を募集します。

### 1. 佐川町物価高騰対策商品券事業の概要

- (1) 商 品 券 佐川町物価高騰対策商品券
- (2) 発 行 者 佐川町
- (3) 対 象 者 佐川町民  
※令和8年2月1日現在で、住民基本台帳に記載されている者
- (4) 額 面 1人あたり12,000円  
※商品券1枚あたり額面金額は500円とし、24枚綴りを1組とし配付する。
- (5) 対 象 者 数 約11,600人
- (6) 配 付 時 期 令和8年2月下旬から随時発送
- (7) 使 用 期 間 令和8年3月1日（日）～令和8年6月30日（火）
- (8) 換 金 受 付 令和8年3月2日（月）～令和8年7月27日（月）

### 2. 商品券の使用対象とならないもの

本商品券は、次に掲げる物品又は役務の提供を受けるためには使用することができません。

- (1) 不動産、金融商品及び出資等の資産形成に当たるもの
- (2) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定するたばこの小売販売
- (3) 換金性の高いもの（商品券、プリペイドカード、ビール券、切手等）
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 既に購入、貸し出し及び融資を受けているローン等の返済
- (6) 国及び地方公共団体への納税並びに公共料金等の支払い
- (7) 佐川町長が商品券の利用対象として適当でないと認めるもの

### 3. 取扱加盟店の申し込みができない事業所

- (1) 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に該当する営業を行っているもの
- (2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という）が営業を行っているもの
- (4) 上記2.「商品券の使用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等

### 4. 取扱加盟店の責務等

- (1) 商品券を利用できる店舗であることを明確にするため、取扱加盟店表示ポスターを利用者に分かりやすい場所に掲示すること
- (2) 利用者から受け取った商品券の裏面に店舗名等を必ず押印又は記入すること
- (3) 他店舗名の押印又は記入済みの商品券は、受取を拒否すること
- (4) 商品券を受け取る際には、所定の商品券と相違ないことを確認し、明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受取を拒否するとともに、速やかに、佐川町産業振興課に報告すること
- (5) 商品券は転売、譲渡、交換、再利用及び現金化しないこと
- (6) 商品券額面以下の利用であっても、釣銭は渡さないこと
- (7) 商品券の盗難、紛失、滅失又は偽造、模造等による取扱加盟店に係る被害は、当該事業者が負うものとする
- (8) 佐川町及びその他当該事業に係る関係者の事業運営に協力すること
- (9) 募集要項に違反する行為を行ったときは、取扱加盟店の登録を取り消すことがあること

### 5. 申込方法等

#### (1) 申込方法

取扱加盟店の登録を希望される事業者は、この募集要項の内容に同意のうえ、「佐川町物価高騰対策商品券取扱加盟店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、佐川町産業振興課まで郵送又は持参してください。

#### (2) 提出書類等

- ・佐川町物価高騰対策商品券取扱加盟店登録申請書兼誓約書

### (3) 募集期間

令和8年1月23日（金）～令和8年2月9日（月）

※商品券配付時に同封する取扱加盟店一覧表には、令和8年2月9日（月）までに登録された店舗が掲載されます。

## 6. 換金等手続き

物品の販売又は役務の提供などの取引において商品券を受け取った取扱加盟店は、次により換金を申し出ることができる。

(1) 取扱加盟店は、商品券及び佐川町物価高騰対策商品券取扱加盟店登録証を町内の金融機関に持参し、その場で相互に枚数を確認する。

(2) 金融機関は受付期間内に取扱加盟店から受け付けた商品券の枚数を町に報告するものとする。町は報告内容を確認し、取扱加盟店に商品券1枚につき500円を支払うものとする。受付期間、報告日及び支払日は別紙のとおりとする。

### (3) 換金受付期間

令和8年3月2日（月）～令和8年7月27日（月）

※土日祝日は除く

## 7. 問い合わせ

佐川町甲1650番地2

佐川町役場 産業振興課（田村）

電話：22-7724

別紙

各金融機関の受付期間、報告日及び商品券換金支払日

受付期間	報告日	振込予定日
3月 2日（月）～3月 5日（木）	3月 6日（金）	3月 19日（木）
3月 6日（金）～3月13日（金）	3月16日（月）	3月30日（月）
3月16日（月）～3月27日（金）	3月30日（月）	4月10日（金）
3月30日（月）～4月 6日（月）	4月 7日（火）	4月20日（月）
4月 7日（火）～4月15日（水）	4月16日（木）	4月30日（木）
4月16日（木）～4月20日（月）	4月21日（火）	5月 8日（金）
4月21日（火）～5月 1日（金）	5月 7日（木）	5月20日（水）
5月 7日（木）～5月15日（金）	5月18日（月）	5月29日（金）
5月18日（月）～5月27日（水）	5月28日（木）	6月10日（水）
5月28日（木）～6月 5日（金）	6月 8日（月）	6月19日（金）
6月 8日（月）～6月16日（火）	6月17日（水）	6月30日（火）
6月17日（水）～6月26日（金）	6月29日（月）	7月10日（金）
6月29日（月）～7月 6日（月）	7月 7日（火）	7月17日（金）
7月 7日（火）～7月15日（水）	7月16日（木）	7月30日（木）
7月16日（木）～7月27日（月）	7月28日（火）	8月10日（月）